

## 第五次滋賀県廃棄物処理計画（骨子案）

### 【骨子案の構成】

1	計画の趣旨等	P 1
2	本県の廃棄物の現状	P 3
<b>3</b>	<b>基本方針</b>	<b>P 4</b>
4	計画の目標等	
5	施策の方向性	P 5
	(1) 重点事項	
	ア プラスチックごみの発生抑制等の推進	
	イ 食品ロス削減の推進	
	ウ 災害廃棄物の円滑な処理体制の構築	
	(2) 施策の体系	
<b>6</b>	<b>関係主体の役割</b>	<b>P10</b>
7	計画の推進体制および進行管理	P11

- ・骨子案では、骨子、「3 基本方針」および「6 関係主体の役割」の概要、「5 (1) 重点事項」の施策の方向性・内容について記載
- ・次回の素案においては、上記以外の事項等も含め計画全体を提示

# 1 計画の趣旨等

## (1) 計画策定の趣旨

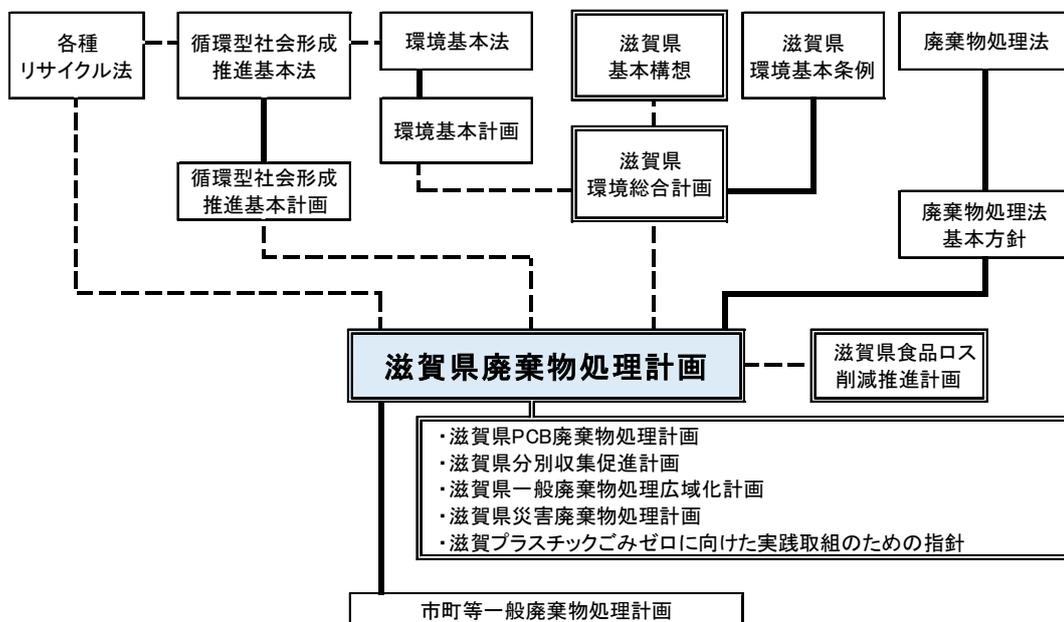
現行計画が令和2年度に終期を迎えることから、これまでの廃棄物処理の状況や第四期計画の達成状況、関係政策の動向等を踏まえて見直すとともに、温室効果ガスによる環境負荷の観点も踏まえ、SDGsの視点を活用し、策定するもの。



<本計画と関連の深いSDGs目標>

## (2) 計画の位置づけ・性格

廃棄物処理法第5条の5に基づき定める計画



## (3) 計画期間

計画期間は、令和3年度（2021年度）から令和7年度（2025年度）までの5年間

## (4) 近年の国の動向

- 平成 27年 9月 国連でSDGs 採択
- 30年 6月 第4次循環型社会形成推進基本計画 策定
- 令和元年 5月 プラスチック資源循環戦略 策定
- 6月 G20（大阪）にて「大阪ブルーオーシャンビジョン」 採択
- 10月 食品ロス削減推進法 施行

## 2 本県の廃棄物の現状

### (1) 廃棄物処理等の現状と現行計画の目標値

#### ア 一般廃棄物

		実績値										四次計画 目標値
		H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2
ごみ総排出量	万t	45.5	45.4	45.4	45.7	44.1	43.8	43.1	43.0	43.3	-	参考指標 42.5
1人1日当たり ごみ排出量(旧定義)	g	896	887	892	895	866	857	846	845	851	-	
1人1日当たり ごみ排出量(新定義)	g			876	880	851	843	831	830	834	-	820
総資源化量	万t	8.7	8.7	8.6	8.7	9.1	9.1	8.3	8.0	8.1	-	参考指標 9.5
再生利用率	%	19.0	18.8	19.0	19.1	21.0	20.8	19.3	18.7	18.7	-	参考指標 22.4
最終処分量	万t	5.2	5.0	5.0	5.0	4.8	4.7	4.4	4.4	4.4	-	参考指標 4.3
1人1日当たり 最終処分量(旧定義)	g	103	98	99	98	94	92	86	87	86	-	
1人1日当たり 最終処分量(新定義)	g			97	96	92	90	84	85	84	-	82
マイバッグ持参率 (レジ袋砕退率)	%	-	49	51.6	89.2	89.7	89.9	89.5	89.6	89.4	90.1	80以上 (計画期間中)
定点観測による 散在性ごみ個数	個/日	14	15	16	11	13	10	12	11	10	10	11.3以下 (計画期間中)

- ・ごみ排出量は減少傾向にあり、計画の目標達成に近づいているものの、横ばいとなっている。
- ・再生利用率（リサイクル率）は、容器の軽量化、印刷物の減少、小売店等における店頭回収の普及等の要因があり、横ばい。
- ・最終処分量は、長期的には減少傾向が続いており、平成30年度は微減となった。

#### イ 産業廃棄物

		実績値								四次計画 目標値
		H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2
総排出量	万t	360	366	361	368	366	377	385	-	参考指標 365
発生量	万t	199	202	201	204	195	202	211	-	参考指標 203
再生利用量	万t	172	177	167	169	165	169	178	-	参考指標 177
再生利用率	%	48	48	46	46	45	45	46	-	参考指標 49
最終処分量	万t	8.5	7.9	8.6	8.8	9.0	9.6	10.5	-	7.4
有効利用率	%	90	92	90	90	89	90	91	-	参考指標 91
廃棄物処理施設や産 廃処分業者への立入検 査実施率 ※一廃処理施設含む	%	99.7	100	100	100	100	100	100	100	100 (計画期間中)
電子マニフェスト利用率	%	32.6	36.8	39.6	43.5	44.9	49.3	52.4	-	50以上 (計画期間中)
産業廃棄物の 不法投棄に係る解決率	%	86.4	89.1	85.0	86.8	86.1	89.8	89.5	81.7	85以上 (計画期間中)

- ・総排出量は、微増微減を繰り返しており、平成30年度は増加。景気動向、とりわけ建設業や製造業の動向に留意する必要がある。

※ 国体(R6開催)に係る施設整備や公共施設等の老朽化対策等が中長期的に見込まれる。

- ・再生利用量および最終処分量は、総排出量の増加に伴い増加。
- ・再生利用率、有効利用率は、横ばい。
- ・電子マニフェスト利用率は52.4%となり目標に到達した。

### 3 基本方針

#### ◆ 多様な主体との連携・協働の深化による総合的な取組の推進

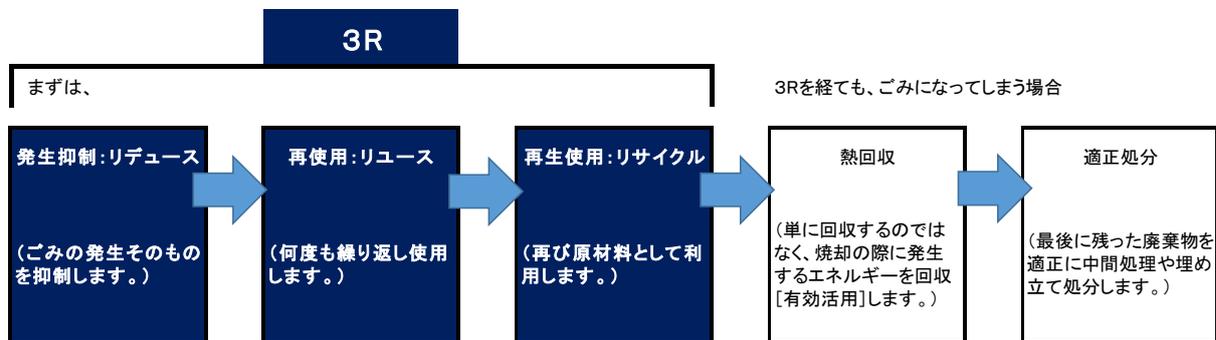
- ・廃棄物分野における、より一層の多様な主体の協働、パートナーシップによる経済発展と環境保全を両立させた総合的な取組の推進（「琵琶湖モデル」の活用）
- ・県民、事業者、行政等の相互連携・協働の取組の強化

#### ◆ 循環型社会の実現に向けた3R（リデュース・リユース・リサイクル）および環境負荷低減の取組の推進

- ・循環型社会の形成に向けて、発生抑制や再使用、再生利用、熱回収等の優先順位を踏まえ、環境負荷低減に資する効果を総合的に判断しつつ、施策を推進
- ・3Rやカーボンニュートラルであるバイオマスプラスチックの代替使用などを通じて、温室効果ガスの削減も含めた環境負荷を低減

#### ◆ 安全・安心な生活を支える廃棄物の適正処理の推進

- ・気温の上昇、大雨の頻度の増加など、気候変動およびその影響が全国各地で現れており、災害の発生を前提とした平時の災害廃棄物の円滑な処理体制の構築が必要
- ・不法投棄などによる、生活環境への支障を発生させない不断の取組の推進



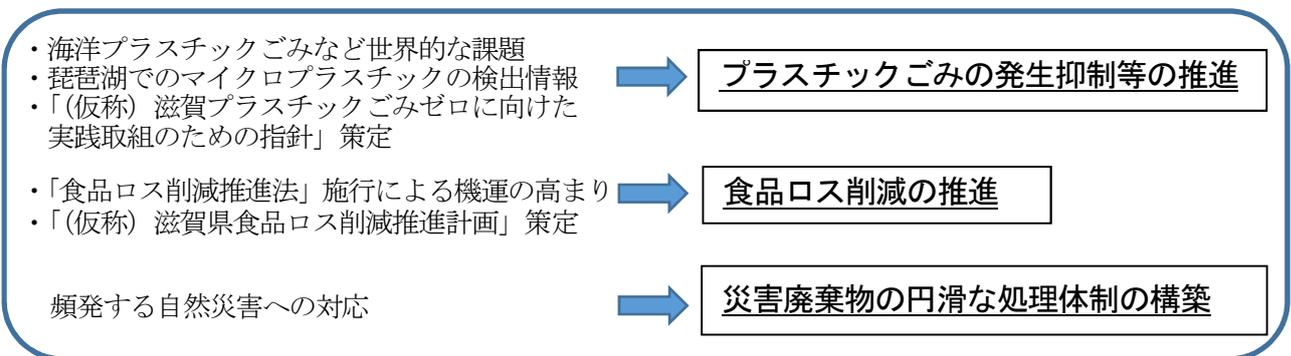
ごみ処理の優先順位 [イメージ図]

### 4 計画の目標等

※具体的な数値目標の項目および目標値等は、将来予測分析等を踏まえ、素案段階で記載

## 5 施策の方向性

### (1) 重点事項



#### ア プラスチックごみの発生抑制等の推進

##### 【現状と課題】

- ・プラスチックごみが河川等を通じて内陸から海へ流れ込み、生態系を含めた環境の悪化をもたらしており、世界的に大きな課題
- ・国では「プラスチック資源循環戦略」が策定され、プラスチックごみ削減に対する各種取組を推進
- ・プラスチックごみ削減取組はCO<sub>2</sub>排出量の削減にも寄与
- ・本県も、これまで「滋賀県におけるレジ袋削減の取組に関する協定」の締結によるマイバッグ持参の推進などをはじめ3Rの推進や散在性ごみ対策に取り組んできているが、琵琶湖でマイクロプラスチックが検出されている状況
- ・プラスチックごみが及ぼす幅広い課題に対応するためには、中長期的な視点に立ち、総合的な対策を講じることが不可欠
- ・令和元年8月、事業者、県民団体、行政を構成員とする「滋賀県買い物ごみ・食品ロス削減推進協議会」と県との連名で、「滋賀プラスチックごみゼロ・食品ロス削減宣言」を行い、これまでの取組を生かしつつ、プラスチックごみゼロを目指して、より一層取り組んでいくことを明言
- ・宣言に基づき、県民、事業者等において、一人ひとりが考え、実践し取り組むきっかけとなることを目的に、「(仮称) 滋賀プラスチックごみゼロに向けた実践取組のための指針」を策定（令和3年3月予定）

##### 【施策の方向性】

##### (3Rの推進)

- レジ袋削減を一層推進するため、事業者、県民団体、市町、県で構成する「滋賀県買い物ごみ・食品ロス削減推進協議会」（以下「協議会」という。）におけるマイバッグ携帯の啓発を行うとともに、「滋賀県におけるレジ袋削減の取組に関する協定」への食料品小売店以外をはじめとした新たな事業者の参加を促進する。

- マイボトル等の利用促進を図るため、関西広域連合や事業者等と連携し、マイボトル等への飲料提供が可能な店舗情報の提供を行うなど、取組を推進する。
- ワンウェイプラスチック製品の使用の削減を図るため、協議会等と連携し、プラスチック製のストローやスプーン等の使用や顧客への提供を控えるなどの行動に資する効果的な啓発・取組を実施する。
- プラスチック製品の使用に関し、安易に廃棄することなく繰り返し使うなど再使用を促進するため、協議会等と連携し、リユースの重要性や身近な実践事例等を周知するなど、リユース推進に係る効果的な啓発を実施する。
- 家庭および事業所から排出されるプラスチックごみ等の再生利用を進めるため、市町や事業者等と連携し、地域特性や事業活動に応じた分別の徹底について意見交換を行うとともに、優良取組事例を紹介するなど普及啓発を実施する。

#### (プラスチック代替製品の使用促進)

- 紙、木材、バイオマスプラスチック、生分解性プラスチックなど、従来の化石燃料由来プラスチックよりも環境に配慮した素材を活用した製品（以下「プラスチック代替製品」という。）の使用を促進するため、協議会等と連携し、県民に対しプラスチック代替製品に関する情報提供を行うとともに、普及を図る取組を推進する。

#### (散在性ごみ対策)

- 令和元年6月に実施した守山市赤野井湾再生プロジェクトと連携した湖底ごみの回収調査結果を踏まえ、琵琶湖へのプラスチックごみの流出を防止するため、プラスチックごみの散在防止や環境美化活動の効果的な実施について検討を行うとともに、県民、事業者、市町等と連携・協働し、継続して取組を推進する。

#### (総合的な対策の検討)

- プラスチックごみによる湖岸の美観・景観の保全や生態系等への影響、琵琶湖のマイクロプラスチックによる生態系・人体への影響、プラスチックの製造による温室効果ガスの排出量の増加など、プラスチックごみが及ぼす幅広い課題に対応するため、中長期的な視点に立ち、庁内連携会議等を活用し関係部局と連携しながら、総合的な対策を検討する。

## イ 食品ロス削減の推進

### 【現状と課題】

- ・世界では深刻な飢えや栄養不良で苦しむ多くの人々が存在しており、食品ロスの削減は真摯に取り組むべき課題
- ・国全体で年間約612万トン（平成29年度推計）と推計され、国民1人当たり1日約132g発生しており、発生量の内訳は、家庭系食品ロス量が284万トン、事

業系食品ロス量が 328 万トンと推計

- ・食品ロスの削減を総合的に推進するため、令和元年（2019 年）10 月に「食品ロスの削減の推進に関する法律」が施行され、機運が高まっている状況
- ・本県の平成 29 年度（2017 年度）の家庭系食品ロスの発生量は、年間約 2.8 万トンと推定され、県民 1 人 1 日当たり約 53g 発生しており、事業系食品ロスの発生量については、より正確に実態を把握するための方法等の対策が必要
- ・令和元年 8 月「滋賀県買い物ごみ・食品ロス削減推進協議会」と県との連名で、「滋賀プラスチックごみゼロ・食品ロス削減宣言」を行い、これまでの取組を生かしつつ、食品ロスの削減に向けて、「滋賀県食品ロス削減推進計画」を策定（令和 3 年 3 月予定）
- ・新型コロナウイルス感染症による学校給食の大量余剰問題を貴重な経験とし、今後、未利用食品が有効活用される仕組みづくりの検討が必要

### 【施策の方向性】

（知識や意識の向上と具体的な行動の実践）

- 県民や事業者等が食品ロス削減の重要性について理解と関心を深めることができるよう、三方よしフードエコ推奨店制度の周知・登録店舗の拡大や発信力のあがる企業など多様な主体との連携・協力による効果的な普及啓発を図るとともに、消費者教育や食育ボランティア、学校教育との連携をより一層推進する。
- 県民や事業者等による食品ロス削減の実践取組が促進されるよう、食品ロス削減のための先進的な取組について表彰を行うとともに、全国の優良事例を収集し、様々な機会を捉えて、幅広い世代に向けて情報を提供・発信する。
- 食品の生産から消費に至る一連の過程における食品ロス削減の効果的な推進を図るため、事業活動における食品ロスの未然防止等の取組に対する各種支援を行うとともに、県ホームページや広報誌等の各種媒体を通じて、事業者の取組に対する消費者の理解の促進に努める。

（食品ロスの発生量等の実態把握）

- 食品ロス削減に関する施策の効果的な実施に資するよう、本県における食品ロスの発生量や県民等の意識や取組の実態に関する調査並びにその効果的な削減方法等に関する調査を推進する。

（未利用食品を有効活用する仕組みづくり）

- フードバンク活動は、食品ロスの削減に直結するものであるほか、生活困窮者への支援などの観点からも有意義な取組であることから、県民に対してフードバンク活動への理解を促進する。
- 県民や事業者等から、未利用食品等まだ食べることができる食品の提供を受け、貧困、災害等により必要な食べ物を十分に入手することができない者にこれを

提供するための活動が円滑に行われるよう、関係者相互の連携の強化を図る。

## ウ 災害廃棄物の円滑な処理体制の構築

### 【現状と課題】

- ・近年、気温の上昇、大雨の頻度の増加など、気候変動およびその影響が全国各地で現れており、災害の発生を前提とした平時の準備・対策が必要不可欠
- ・本県は災害廃棄物処理計画を策定済みであるが、県内市町の災害廃棄物処理計画の策定率は、42.1% (R1) に留まっており、早期の計画策定が必要
- ・市町において、災害廃棄物の仮置場候補地の選定が進んでいない状況
- ・図上訓練を継続するなど、災害発生時における本県の災害廃棄物処理の対応能力や連携体制の向上を図る必要

### 【施策の方向性】

(市町災害廃棄物処理計画の策定の促進)

- 各市町において災害廃棄物処理計画の策定を促進するため、市町職員を対象とした勉強会の開催や有識者を招いた研修会への参加を促すなどの支援を行う。

(早期の仮置場候補地選定への支援)

- 市町による早期の仮置場候補地の選定に資するため、仮置場候補地の選定状況を把握するとともに、候補地選定を行った市町の先進事例の共有や個別市町の要望を踏まえた県有地等に係る必要な調整を行う。

(多様な主体との連携による災害廃棄物処理体制の向上・確保)

- 災害発生時における本県の災害廃棄物処理の対応能力や連携体制の向上を図るため、引き続き図上訓練を行うとともに、これまでの実施結果を踏まえ、内容を工夫しつつ、効果的・効率的な実施を図る。
- 大規模災害発生時に備え、平時から県域を越えた広域処理体制を確保するため、引き続き、国主催の「大規模災害発生時廃棄物対策ブロック協議会（近畿および中部）」に参画するなど、国や他府県等との連携を図る。

(滋賀県災害廃棄物処理計画の見直しの検討)

- 国の知見や「滋賀県災害廃棄物対策検討会議」における有識者等からの助言、図上訓練の実施結果等を踏まえ、必要に応じて、滋賀県災害廃棄物処理計画およびマニュアルの見直しを検討する。

## (2) 施策の体系

### ア 3R（リデュース・リユース・リサイクル）の取組の推進

- ・一般廃棄物のリデュース（グリーン購入の推進によるごみの削減 等）
- ・一般廃棄物のリユース（リユース推進に係る普及啓発 等）
- ・産業廃棄物のリデュース（多量排出事業者による産業廃棄物処理計画の策定および同計画に基づく発生抑制 等）
- ・リサイクル（一般および産業廃棄物のリサイクル、各種リサイクル法の適正な運用 等）

プラスチックごみの発生抑制等の推進 [再掲]

食品ロス削減の推進 [再掲]

### イ 廃棄物の適正処理の推進

- ・一般廃棄物の適正処理（一般廃棄物処理施設の整備 等）
- ・生活排水の適正処理（汚水処理施設の整備 等）
- ・散在性ごみ対策
- ・産業廃棄物の適正処理（産業廃棄物処理施設および産業廃棄物処理業者等への指導等、PCB廃棄物処理 等）
- ・不法投棄対策等
- ・旧RDエンジニアリング社最終処分場問題への対応

災害廃棄物の円滑な処理体制の構築 [再掲]

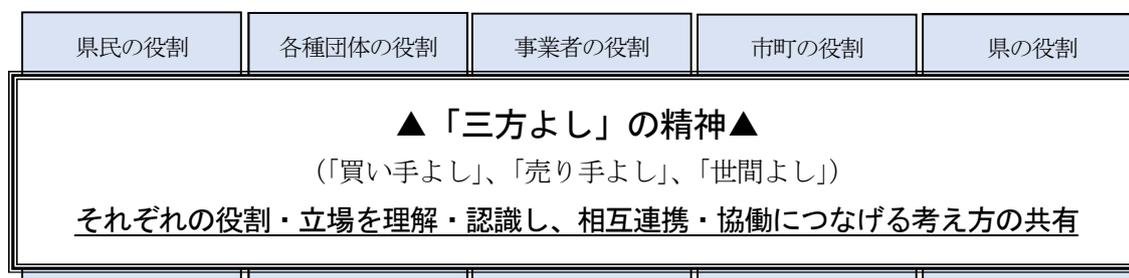
### ウ その他循環型社会の進展につなげる施策の推進

- ・環境マネジメントシステムおよび県庁率先行動計画（グリーン・オフィス滋賀）の運用
- ・公共施設等の老朽化対策
- ・環境関連産業の振興
- ・バイオマスの利活用の推進
- ・環境学習の推進
- ・環境に配慮した消費者行動の促進

※県民団体、事業者、市町等の各主体による先進事例や特徴的な取組をコラム等により紹介

## 6 関係主体の役割

「買い手よし」、「売り手よし」、「世間よし」の「三方よし」の精神に基づいた、県民、事業者、行政等各主体による役割の明確化



各主体における「三方よし」精神の共有 [イメージ図]

### (1) 県民の役割

- ・循環型社会の形成に向けたライフスタイルの実践取組
- ・現在のライフスタイルが環境にどのような負荷をかけているか考えることが重要
- ・環境に配慮された商品やサービスを選択的に購入する消費者（グリーンコンシューマー）としての視点

### (2) NPO等の各種団体の役割

- ・県民、事業者、行政等の各主体をつなぎ、各主体間の協働により、地域の課題の解決に貢献することを期待
- ・様々な主体と柔軟に連携を行うことで、多様な価値観を循環型社会の形成や廃棄物の減量に資する各種取組に反映

### (3) 事業者の役割

- ・排出者負担の原則に基づく廃棄物の適正処理・処分や拡大生産者責任の原則を意識した製品製造、資源化・減量化の推進など、環境法令の遵守はもとより、環境負荷の軽減等への積極的な取組が必要
- ・経済発展と環境保全の両立を考えた事業活動の実施

### (4) 市町の役割

- ・世界的な課題も踏まえ、地域特性に応じた一般廃棄物の3Rや適正処理に資する各種取組の推進

### (5) 県の役割

- ・県内の一般廃棄物および産業廃棄物の処理状況の把握、循環型社会の実現に向けた取組の推進および関係機関との調整など、総合的な役割

- ・ 県民のニーズを把握し、多様な主体と連携・協力しながら、関係部局と連携し、各主体が役割を十分に発揮できるよう後押し

## 7 計画の推進体制および進行管理

### (1) 推進体制

- ・ 庁内関係部局等で構成する「滋賀プラスチックごみゼロ・食品ロス削減推進連携会議」等を活用するなど、連絡調整を行いながら、効果的・効率的に計画を推進
- ・ 一般廃棄物に関しては、滋賀県廃棄物適正管理協議会において、産業廃棄物に関しては、産業廃棄物行政を所管する大津市と、情報交換や連携を図りつつ計画を推進

### (2) 進行管理

- ・ 計画の目標や取組状況を毎年度把握し、達成状況を検証
- ・ 達成状況の検証結果を踏まえ、必要に応じて施策を見直し